

身体等に障がいのある方の軽自動車税種別割の減免について

軽自動車税種別割には、障がいのある方やそのご家族が所有する軽自動車に対する減免の制度があります。減免を受けることができるのは障がい者1名につき1台です。普通車（自動車税種別割）との重複もできませんのでご注意ください。

1. 軽自動車税種別割の減免の範囲

障がい者等の区分	該当する障がいの程度	軽自動車の所有者	軽自動車の運転者	使用目的
身体障がい者 (年齢 18 歳以上)	次ページの表の障がいの区分に該当する方	本人	本人	(制限なし)
身体障がい者 (年齢 18 歳未満)			生計同一者(家族) 常時介護者(※1)	身体障がい者の通院(※2)、通学、生業
知的障がい者	療育手帳の障がい程度が「A」の方	本人 生計同一者(家族)	本人 生計同一者(家族) 常時介護者(※1)	知的障がい者の通院(※2)、通学、生業
精神障がい者	障がい者等級が1級の方	本人 生計同一者(家族)	本人 生計同一者(家族) 常時介護者(※1)	精神障がい者の通院(※2)、通学、生業
構造減免	構造が専ら身体障がい者等の利用に供されるためのものである軽自動車			

(※1) 常時介護者は、身体障がい者もしくは精神障がい者のみで構成される世帯の場合に該当します。

(※2) 通院の場合は、月1回以上の通院が該当になります。通院証明の添付が必要です。

2. 減免申請の時期

軽自動車税種別割の納税通知書が届いてから納期限までです。納税通知書は5月中旬に郵送します。

※申請できる期間が短いので、お早めにご相談ください。

3. 減免申請に必要な書類

- ①減免申請書
- ②個人番号が確認できるもの
- ③身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の原本
- ④運転免許証（実際に運転する方のもの）の原本
- ⑤軽自動車税種別割納税通知書（5月中旬に郵送されます）
- ⑥自動車検査証
- ⑦通院証明書、通学証明書、在籍証明書（通勤で軽自動車を必要とする方）、通所証明書等（家族運転または介護運転での減免申請の場合）
- ⑧自動車運行計画書、誓約書（介護運転での減免申請の場合）

4. 該当する障がいの程度

①身体障がい者手帳の交付を受けている方

障がいの区分		該当障がい等級	
		本人運転	家族運転・介護運転
視覚障がい		4級まで	
聴覚障がい		3級まで	
平衡機能障がい		3級まで	
音声機能障がい		3級まで (こう頭摘出に限る)	該当しない
肢体不自由	上肢	2級2号まで	
	下肢	6級まで	3級1号まで
	体幹	5級まで	3級まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	2級両上肢まで	
	移動	6級まで	3級両下肢まで
心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障がい		3級まで	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		3級まで	

②療育手帳の交付を受けている方

重度の知的障がい者で療育手帳に「A」の表示がある方

③精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方

障がい等級が1級である方

④戦傷病者手帳の交付を受けている方

障がいの程度が一定の範囲に該当する方 ※詳しくはお問合せ下さい。

複数の障がい認定を受けている方は、総合的に判断している手帳の等級で減免判定をします。

5. 減免の継続と再申請

一度減免決定された軽自動車税種別割については、軽自動車の使用状況や、障がいの程度等に変更がなければ、次年度以降も減免を継続しますので、申請を毎年行っていただく必要はありません。

ただし、対象の軽自動車や、障がいの程度、住所の変更、又は免許証の更新等があった場合は、改めて減免申請をしていただくことになります。

また、構造減免については、毎年、減免申請をしていただきます。

問合せ先・減免申請書の提出先

新庄市税務課課税室 TEL 22-2111 (内線141、153)